

2002年10月31日

諸外国の最高裁判官制度の調査——概観

司法部の独立——公平な裁判，法律家としての能力と専門性

民主的コントロール——政治的社会的影響力，違憲立法審査性、ともすれば党派性

成文憲法を保障するための違憲立法審査制——通常司法裁判所による付随的審査制と特別な憲法裁判所による抽象的審査制

違憲立法審査制を有しない通常最高裁の裁判官数は多いが，違憲立法審査制を有する通常最高裁および憲法裁判所の裁判官数は少ない傾向

憲法問題を扱う裁判官への特別な考慮——任命の際の政治部門の積極的関与とともに，諸部門間のバランスへの配慮。裁判所自身の関与は背後に退く。

執行部指名と立法部の承認，任命枠の配分，州ごとの人数枠

制度が実際にどう動くかは制度設計意図とは別の問題——議院内閣制はチェック機能弱い。弊害抑止装置としての政権交代や伝統の拘束

一般に選任過程の密行性。透明性はあるか？

候補者評価制度——(1)志望者全員についてあらかじめ評価したリスト作成，(2)候補者を絞り込んだリスト作成，(3)指名された候補者について評価